

床下集合配管システムを設置・利用する方へ

川崎市上下水道局下水道部下水道管路課

屋内に設けられる衛生器具等から屋外の汚水ますに至るまでの排水設備を屋内排水設備と言います。床下集合配管システム（以下「システム」という。）は、家庭の台所や浴槽などから出る汚水を、汎用の塩化ビニル管を通じて、床下に設置した1カ所の排水ますに集め、1本の排水管で屋外に排出する配管システムであり、屋内排水設備の1つと判断されます。

屋内排水設備の設置及び構造に係る基準は、「川崎市下水道条例」等に規定されており、衛生器具から排出される汚水を円滑に、かつ速やかに屋外排水設備へ導くものとし、配管は排水機能に支障なく、かつできるだけ最短な経路を定めるなどとしております。

これらのことから、本市ではシステムを使用する際は、利用者がシステムを容易に維持管理等できる構造とし、設置に関しては次のことにご注意下さい。

- 1 システムは、適切な勾配を保ち、建物の構造に合わせて適切な支持、固定をしてください。

【川崎市下水道条例 第2章第4条】

【川崎市排水設備技術基準 第2章第1節 3設置上の留意点（1）】

適切な勾配が保たれていないと汚水を円滑にかつ速やかに排水することはできません。また、適切な支持、固定がなされると排水管の耐久性が損なわれ、流水による振動、ついには破損し衛生上の問題が生じます。

- 2 システムは、排水が逆流することのないような構造にしてください。

【川崎市排水設備技術基準 第2章第1節 3設置上の留意点（2）】

排水が逆流することにより*封水を破る恐れがあります。衛生器具の設置位置等を十分考慮すると共に、できる限りトイレの汚水排水とは別の排水系統とすることをお勧めします。

*封水とは、排水管などからの臭気、下水ガス、衛生害虫などが室内に侵入するのを阻止するため、トラップ内に保持する水を言います。

- 3 システムは保守点検、補修、清掃を容易にできるようにするため、人の出入りや清掃用具等が使用できる点検口とスペースを確保してください。

【川崎市排水設備技術基準 第2章第1節 3設置上の留意点（4）】

- 4 システムの製造者、販売者及び排水設備の設計者、設置者は上記の1から3並びにシステムの仕様を十分考慮すると共に、利用者に対しこのシステムの仕様等を説明し、理解を得るようにしてください。